

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面を十分にお読みください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関であり、当行では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

本契約の終了事由

当行の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解除されます。(主なものは次のとおりです)

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

苦情処理措置及び紛争解決措置

登録金融機関業務への苦情の処理及び紛争の解決を図るため、全国銀行協会(当行が契約している指定紛争解決機関)または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用できます。

- (連絡先)
- 全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109または03-5252-3772
 - 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

販売会社の概要

商号等	株式会社荘内銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第6号	株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号
本店所在地	〒997-8611 山形県鶴岡市本町一丁目9-7	〒010-0001 秋田県秋田市中通三丁目1番41号
連絡先	フリーダイヤル「0120-104-327」またはお取引のある本支店にご連絡ください。	投信保険センター(電話番号018-837-1838) またはお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会	日本証券業協会
設定投資者保護団体	ありません。	ありません。
資本金	85億円(令和2年3月31日現在)	125億円(令和2年3月31日現在)
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務	銀行業務・登録金融機関業務
設立年月	昭和16年4月	明治28年5月